

和 情 第 18 号
令和元年 8 月 5 日

和光市個人情報保護審議会
会 長 大島 義則 様

和光市長 松本 武洋

国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づく埼玉県による保険給付の
点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について（諮問）

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 3 の規定に基づく
都道府県による保険給付の点検調査に関して、埼玉県が国保総合システム専用
端末を活用して当市の個人情報を閲覧することは、実施機関以外の者と通信回
線による電子計算機又は端末機の結合（以下「オンライン結合」という）に該
当します。

つきましては、和光市個人情報保護条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、次
のとおり諮問しますので、答申くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 諮問事項

国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検
調査に係るオンライン結合による情報の提供について

2 答申の期限

令和元年 8 月 19 日までに答申をいただければ幸甚に存じます。

3 備 考

本件にかかる詳細は別紙をご参照ください。

諮 問 書

和光市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問事項

1 国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づく埼玉県による保険給付の点検調査に係るオンライン結合による情報の提供について

ア 個人情報取扱事務の名称及び概要

名称 埼玉県による保険給付点検調査事務

概要 平成 30 年度の国保制度改正により県も新たに保険者となりましたが、従来は特に保険給付の内容点検は行っていませんでした。今回の法改正で、県は保険者としてより広域的又は医療に関する専門的な見地から給付点検調査を実施することとなりました。その方法として医療機関等への診療報酬支払等を行っている国保総合システムと埼玉県の間に専用のネットワークを構築し国保総合システム内にある和光市国保加入者に関する診療報酬明細書等の内容及び審査支払の状況を閲覧することにより給付点検を行うものです。

イ 個人情報取扱事務の実施機関及び主務課の名称

和光市保健福祉部健康保険医療課

ウ 結合に係る個人情報の内容

被保険者に係る療養が行われた年月日、医療機関等の名称及び住所、その他保険給付の審査及び支払に係る情報

エ 結合先

埼玉県保険医療部国保医療課

オ 結合先での保護措置の概要

- (1) 保険者ネットサービス
 - (2) セキュリティ対策ソフトの導入
- ※別紙参照

キ 対象者の範囲

埼玉県国民健康保険の被保険者のうち和光市に登録のある者

和光市個人情報保護条例

(電子計算機等を結合する方法による提供の制限)

第12条 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、提供を受ける者が十分な個人情報の保護措置を講じていると認められるときでなければ、通信回線を用いた電子計算機又は電子計算機の端末機を結合する方法により、個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外の者に提供するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更するときも、同様とする。ただし、法令等の定めにより提供するときは、この限りでない。